

葛川漁協の漁場拡張要望について

1. 経緯と聞き取り調査の結果

葛川漁協から、漁業権切替えにあたり現行の内共第 22 号漁業権の漁場下流端をさらに下流側の大津市と高島市の行政区域境界まで拡張したいとの要望が出された（別添：第 356 回委員会資料参照）。このことから、令和 4 年 12 月 11 日に内水面漁場管理委員会による現地確認と両漁協へのヒアリングを実施。両漁協の意見の概要は以下のとおり。

(1) 【葛川漁協】

- 大津市の貫井と細川地区の組合員が地先の区域を自らの漁場にしたいと思っている。
- 令和 5 年の免許切り替えにあたって要望した。
- 共同入川区域での漁場管理と増殖はしていない。
- 当該区域でアユの採捕を行う組合員は 5 名ほど。
- 現在は朽木漁協との口頭合意で入漁できている。
- 当該区域で組合員以外の遊漁者が採捕を行うためには朽木漁協の承認証が必要。
- 協定書が更新されていなかったため、R3 年 10 月と R4 年 4 月に新たに協定書の締結を申し入れたが、その後、漁場の拡大を求める方針に変更した。
- 協定書締結の提案は無かったことにして、漁場区域を拡張したい。

(2) 【朽木漁協】

- 現在の漁場区域は堰堤で区切られており魚の移動を考えると妥当と考える。
- 共同入川区域内に直接放流はしていないが、すぐ下流の柄生橋で放流している。
- 当該区域内では監視員の巡回と清掃を行っている。
- 葛川漁協の組合員の入漁は現在も拒んでいない。
- 現在は口頭で同意しているが、協定書の作成が必要と考える。
- 葛川漁協から協定書の案を受け取ったが、正式な話し合いをしたという認識はない。
- 受け取った協定書は免許更新時に締結すれば良いと考えたので返送できていない。
- 新たな協定書には解禁時期の取決めなど細部を規定する必要がある。

2. 上記 1 を踏まえた県の考え方

(1) 【朽木漁協の状況】

貫井堰堤の下流に位置する現行の内共第 20 号漁業権は、朽木漁協により漁場管理と増殖行為がなされている事に加え、葛川漁協との漁業調整問題に対しても適切に対応する姿勢が見られることから、適切かつ有効に活用されている「活用漁業権」とであると見なせる。

(2) 【葛川漁協の要望】

漁場の拡張を要望する区域に他の漁業権が設定されており、当該漁業権が(1)のとおり活用漁業権と考えられること、当該漁業権の漁業権者が引き続き同じ免許内容で漁業を営む意向であり区域の変更に同意していないことから、現行の内共第 22 号漁業権の区域を拡張する漁場計画は設定できない。

3. 漁場計画の作成にあたっての県の整理

- (1) 漁業法第 63 条第 2 項の規定により、現行内共第 20 号漁業権が活用漁業権である場合、類似漁業権として現行の漁業区域と等しい漁業権を計内共第 17 号として漁場計画に設定する。
- (2) 現行内共第 22 号漁業権の区域を拡張する要望は、当該区域に活用漁業権を有する朽木漁協との漁業調整が整わないことから認められない。
- (3) ただし、貫井堰堤の下流の一部区域において共同入川区域を定めて葛川漁協と朽木漁協が入会で利用してきた経緯があり、現在も葛川漁協の組合員の一部が当該区域で採捕を行っていることから、引き続き当該区域を葛川漁協の組合員が入会で利用できるよう、両漁協話し合いのうえ新たな協定を締結するよう指導することとする。

(参考) 関係法令

- 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 62 条および第 63 条（抜粋）
（海区漁場計画）

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第百六条第四項において同じ。）

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

(海区漁場計画の要件等)

第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。

- 海面利用制度等に関するガイドライン（2水管第 499 号水産庁長官通知）（抜粋）

(2)海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項（漁場の位置及び区域、漁業の種類並びに漁業時期）が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること（法第 63 条第 1 項第 2 号）。

ア 「適切かつ有効」に活用

「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。漁業権を有する者（以下「漁業権者」という。）は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有しているため、漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っていく必要がある。なお、「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、単に生産金額や生産数量、組合員行使権者数のみをもって判断することは適当ではない。これらに加え、漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況、法令遵守の状況等の事情を総合的に考慮することが適当と考えられる。

「適切」の判断基準としては、漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていないことが必要である。具体的には、漁業関係法令

を遵守していること、漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切であること、漁場紛争が起きていないこと又は起きた場合でも漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいること、資源管理を適切に実施していること、漁場改善計画に基づく取組が行われていること等を満たしていることが求められる。

「有効」の判断基準としては、漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないことが必要である。具体的には、操業や養殖が可能な期間を相当程度利用していること、養殖密度等が周囲の漁場と同程度であること、あるいは飼育状態を合理的に説明できること等を満たしていることが求められる。漁場の一部を利用していない場合であっても、それが資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とする場合のほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている場合、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない場合、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない場合等、合理的な理由に基づく場合は、上記の「適切」の判断基準を満たしていれば、「適切かつ有効」に活用されているといえる。

(図) 漁場境界周辺図

